

明治維新期の「市長」

はじめに

最初に一枚の写真を掲げる(図1)。



図1 熊谷直孝肖像写真

小林 丈 広

これは、安政六年(一八五九)に撮影されたと伝えられる熊谷直孝の肖像写真である。直孝の孫直之は、撮影時の逸話を、一九〇八年(明治四十二)八月十六日に京都東山で毎年行われる大文字の送り火を眺めながら、叔父から聞いたという。いわば後世の伝聞であるから十分な検証が必要であるが、直之によれば、写真の人物は祖父直孝で、撮影されたのは安政六年、撮影者は板倉(淡海)槐堂だったという。直孝は板倉に金七両の謝礼を払ったとも伝えられる。いうまでもなく、板倉は尊攘派の志士として著名で、この時期しばしば入洛していたが、直之は、板倉が長崎で医学を学ぶ傍ら写真術も学んだのではないかと推察する。これ以降、直之は、この写真を日本最初の写真として木枠に収めて大切に保管することにしたのである。¹⁾

現在、日本人の手による最古の銀板写真は、鹿児島にある島津斉彬像とされている。安政四年に撮影されたといわれる斉彬の写真は国の重要文化財に指定されている。直孝の写真はそれに匹敵するというだけではなく、西日本を代表する雄藩の当主だった斉彬に対し、直孝は一介の町人にすぎない。したがって、撮影年代次第では、この写真の意義はきわめて大きいのである。

次に、一枚の挿絵を見ていただきたい(図2)。

これは幕末維新期に活躍した著名な報道記者チャールズ・ワーグマンが『イラストレイテド・ロンドン・ニューズ』に寄稿したものであるが、明治五年(一八七二)に京都で行われた京都博覧会の様子を臨場感たっぷりに描き出している。そこで、筆者はかつてこの挿絵を検討し、右手前に立っている二人の男性のうち、背中を見せている若い方が西尾為忠、こちら向きの年配の方が熊谷直孝であることを明らかにした⁽²⁾。すなわち、図1と図2には同一人物が登場しているのである。そこで、この両者を比較するといくつかの大きな相違点に気づかされるが、詳細は本論中に譲ることにはしたい。ただ、ここで指摘できるのは、文化十年(一八一七)生まれの直孝は、安政六年には四十二歳、明治五

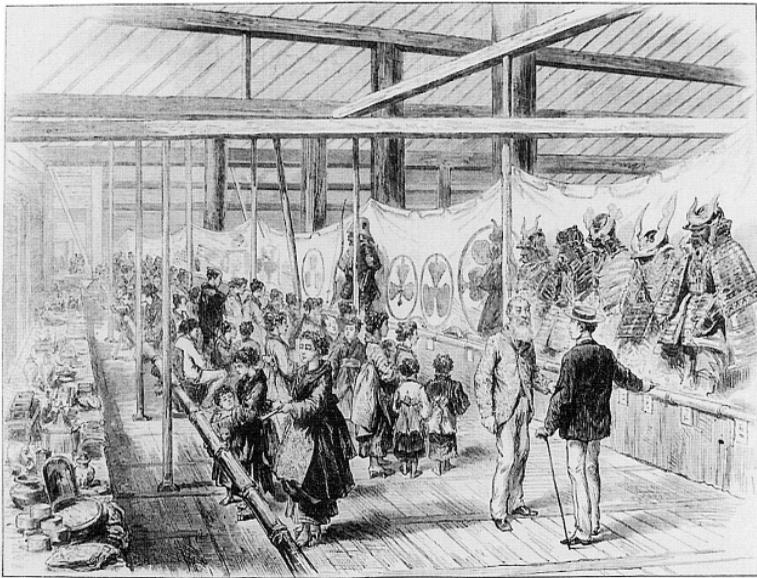


図2 第1回京都博覧会(日本漫画資料館蔵)

年には五十五歳だったということである。写真の直孝が四十二歳程度に見えれば、写真が安政六年に撮影されたという逸話の信憑性が増す。明治五年の五十五歳と比較すると、いかがであろうか。

第一章 近世後期からの熊谷家の歩み

熊谷家の沿革については、同家が経営する鳩居堂による紹介もあるが、あまり詳しいことはわかっていない。³⁾とくに、歴代当主の中で詳細な事績が明らかになるのは、直孝の父直恭以降である。そこで、直恭からの熊谷家の歩みを簡単に振り返っておきたい。

熊谷直恭は、天明三年（一七八三）十一月に寺町通姉小路上ルで薬種や筆墨・香具などを商う鳩居堂に生まれた。頼山陽らと交わり、文人としても知られたが、天保の飢饉の際に困窮者の救済・救済活動の中心を担ったことで京都の町人の間でも重きをなすようになった。この救済活動には、町奉行所与力平塚飄斎や心学講舎も深く関わっており、近世後期の京都社会のあり方を考える上でも重要な意味を持つ。⁴⁾また、大文字送り火にかかる費用の援助、老牛馬の

保護、種痘の導入など、近世後期の京都で行われた様々な公共的事業に関与した。安政六年（一八五九）九月に死去したのも、コレラの流行に際して自ら設立した病人世話場で活動しているときに、コレラに感染したためといわれる。⁵⁾

直恭の子直孝は、文化十四年（一八一七）六月に生まれたが、早くから社会的活動に積極的だったため、家業は弟などが継いだ。ただ、弟らが相次いで早逝したために、安政期に家業を継ぎ、香具屋久右衛門を名乗る。久右衛門は代々の鳩居堂当主の名であった。

慶応年間の救済の記録である『仁風集覽』を見ると、池田屋長兵衛に次いで二番目に香具屋久右衛門の名が記載され、唐小問物商売人仲間や寺町妙満寺境内御救場世話方の一員としても何度も金穀を拠出するなど、救済活動の中心人物のひとりであったことがわかる。直恭の志は、子の直孝に受け継がれたといえるであろう。⁶⁾

熊谷直孝は、尊王攘夷派の志士としても知られ、京都では、島崎藤村『夜明け前』に登場する池村久兵衛（伊勢久、邦行・邦則父子、邦則は天保六年生まれ）と並び称される存在であった。池村が平田派国学者のパトロンとして知られていたのに対し、直孝は長州藩とその周辺の志士を匿う

ことが多かった。同じ尊攘派でも、こうした思想や人脈の違いは、維新後の歩みに大きな影響を与えたものと思われる。⁷⁾

いずれにしろ、直孝の場合には、これまで幕末の政治的活動に関心が持たれることが多かった。『贈位諸賢伝』も、「直孝、亦〔直恭の―引用者注〕遺志を継ぎ、公共の事に尽瘁し、且勤王の志を存す、慶応三年、鷲尾隆聚、朝旨を奉じて高野山に拠るの時、奮て之が軍資を供し、尋で復古の詔勅、発するに当り、朝廷用度の欠乏を慮り、金員を献納せり、又岩倉具視の内命を承けて大阪に赴き、密に徳川氏の動止を視察す、戊辰正月伏見の戦後、朝命を体して戦地窮民の撫恤に力を尽せしこと少からず」などと、勤王の事績を強調する。⁸⁾直孝の贈位は、中村栗園（贈従四位）、西村敬蔵・淡海（板倉）槐堂（ともに贈正五位、熊谷家ではこの板倉が直孝の撮影者と伝えられる）らと同じ一九〇三年（明治三十六）十一月で、西川耕蔵・近藤正慎らと同じ従五位であった。一九一五年十一月に正五位を贈られた平塚飄齋よりも、十年以上も早く贈位されており、その存在は志士の間でも知られていた。

直孝の維新後の履歴は、京都府がまとめた「判任官履歴

表 1 明治維新後の熊谷直孝

慶応 3 年 12 月	金穀出納所御用
明治元年 8 月	下京六番組中年寄
明治元年 9 月	中年寄上座（大年寄役儀に加わる）
明治元年 9 月	東京在勤（沢図書の変名で東幸中往来探索など）
明治 2 年 2 月	上京二十七番組（のちの柳池学区）中年寄
明治 2 年 5 月	大年寄（帯刀許可）・下ヶ米世話方頭取
明治 4 年 7 月	大年寄勤中府庁直支配
1873 年 1 月 10 日	京都府権大属（市政庶務課）
1873 年 8 月 28 日	京都府権中属（官等改正により）
1874 年 2 月 28 日	博覧会掛兼勤
1874 年 4 月 22 日	依願免本官

出典：判任官履歴書（内閣文庫蔵京都府史料 51）

書」である程度わかる（表 1）。

このうち、金穀出納所御用とあるのは、新政府の当座の任用や戊辰戦争の軍費調達のため、京坂の有力商人の間を奔走したことを指すのではないかと思われる。

慶応三年十二月は王政復古の大号令が出され、江戸幕府だけでなく、摂政・関白なども廃止され、一部の公家や薩摩藩・長州藩など倒幕派諸藩によって新しい政府の成立が

宣言された時期である。新政府は、天皇を中心に新たに総裁・議定・参与の三職を置いたが、全国的に認知されてい
たわけではなく、納得しない大名や旧幕府関係者が数多く
ある中で、翌年早々からは鳥羽・伏見の戦いをはじめとす
るいわゆる戊辰戦争に突入することになる。

金穀出納所とは、こうして形式的に成立した新政府の財
政を支えるために設けられたものであるが、当面即座に必
要になったのは、新政府に反対する勢力との戦争を遂行す
るための軍資金の調達であった。そこで新政府は、全国の
金穀が集中する京都・大坂の有力商人からの資金にもつと
も期待し、献金や借入金形の調達を図った。熊谷直孝
が就任した金穀出納所御用とは、新政府に協力的で、京坂
の有力商人に影響力がある人物に、その調達を依頼したも
のといえた。

直孝は早速、新政府に金千両を献上、同日の越前屋弥右
衛門（五百両）、翌日の加賀屋茂兵衛（百両）などとも
に率先して協力姿勢を示した。直孝らの献金は、それに続
く、三井三郎助（千両）、島田八郎左衛門（千両）、小野善
助・井筒屋善右衛門（あわせて千両）らの動きを促し、そ
の後も、大丸下村庄太郎（千両）、四条小橋西入真町（百両）、

橋本町（五十両）など、京都町人からの献金が相次ぐきつ
かけとなった。直孝は、戊辰戦争開始直後の慶応四年正月
六日頃にも、錢箱の売溜金六十六両を担ぎ込んだとの逸話
があり、成立期の新政府に果たした役割は大きかった。¹⁰⁾

また、明治元年九月には、明治天皇が初めて江戸（東京）
に行幸するにあたり、その沿道や江戸市中の探索にあたっ
た。戊辰戦争の帰趨は決したとはいえ、各地に旧幕府勢力
や新政府に不満を持つ者がいる中で、探索に従事すること
自体も重要な意味を持つが、直孝の場合には、行幸中の資
金調達などにも関わっていたのではないだろうか。「判任
官履歴書」には、その際、「沢図書」という変名を用いた
ことが記録されている。

しかし、直孝の重要性は、そうした政治的な役割と並ん
で、下京六番組や上京二十七番組の中年寄として、行政的
手腕を発揮したところにあった。

第二章 上下京三役から大年寄へ

第一節 備荒貯蓄米（困米）の廃止

慶応三年十二月、江戸幕府の廃止に伴い、京都町奉行所

や町代なども廃止され、京都の治安は市中取締役所（膳所・篠山・亀山三藩）に委ねられ、民政については、町組の代表者すなわち上下京三役があたることになった。ある種の無政府状態の中での自治が行われたのである。

ところで、町奉行所が廃止された時、寛政の改革によって創設された備荒貯蓄米（囲米）の残額は市中に分配され、初年番も廃止されたといわれる。これについては、すでに秋山国三氏が、町触や烏帽子屋町日記などを典拠に、初米三千石と金千五百両（烏帽子屋町日記では二千両）が洛中洛外に、玄米五百石が洛中に下付されたと指摘するが、その後の金穀の行方については、下本能寺前町の事例をあげて、「少なくとも米穀の配給だけは行われたものとみてよからう」と述べるにとどまっていた。これに対し、『京都の歴史』第七巻は、「初年番は廃止になったが、貯蔵米は実際に配分されたかどうかは詳らかではない」とし、下付された金穀の額だけでなく、下付の事実も未確定としたのである。¹¹⁾

そこで、ここではまず京都の備荒貯蓄米が幕末維新期にどのように処理されたかを明らかにしておきたい。まず、秋山氏が参照した下本能寺前町の記録から確認する。¹²⁾ それ

によれば、慶応三年十二月に洛中洛外全体に対して下付されたのは初米三千石・玄米五百石・金千五百両であり、この記述は町触の記事と一致する。そのうち、家数二十九軒の下本能寺前町には、金一步三朱・銀一匁九分一厘（錢に換算すると六貫六百四十二文、一軒あたり二百二十七文ずつ）のほか、米は二斗四升三合六勺（一軒あたり八合四勺ずつ）が配付されたというが、これだけでは玄米・初米の区別も含め、不明な点が残る。秋山氏はこうした点をふまえて、金穀の下付を少なくとも米穀は配付されたという程度の表現にとどめたのであろう。

そこで次に、上京の町組である上立売親八町組が残した記録を見てみたい。これもやはり慶応三年十二月に作成されたもので、表紙には「玄米五百石被下分共、金貳千両・初米三千石被下也」とある。この記述は、備荒貯蓄米の残高のうち市中に下付されたのは、初米三千石・玄米五百石・金二千両と読むことができ、前述の千五百両との間で矛盾がある。¹³⁾

そこでこの記録の内容を読むと、このうち上立売親八町組に配付されたのは、玄米三石八升八合、初米十八石六斗一合八勺、金銭は銀八百四十五匁余りだったという。配付

方法は、町組内の家数を基準にして、玄米は一軒あたり八合、粳米は一軒あたり四升八合二勺、金銭については一軒あたり錢二百二十四文として、計算したものである。表2によれば、家数には借家も含まれていたことがわかる。ただ、ここでも大仲（上京の町組連合）の諸経費や車力（運搬費用）などのために幾分かを差し引き、その残りを、各町の家数にあわせて配付したという。一例をあげれば、四十一軒が居住する上柳原町には、玄米三斗二升八合、粳米一石九斗七升余りが配付され、金銭については具体的に記されていないものの、おそらく九千八百八十四文が配付されたものと思われる。

また、三条衣棚町の記録によれば、市中一統に千五百両と粳米三千石、洛中に玄米五百石が下付され、町には一竈あたり錢二百二十四文、粳米四升八合、玄米八合四勺の割合で竈数の合計が配付されたという。

備荒貯蓄米の配付について、下本能寺前町・上立売親八町組・三条衣棚町の記録は、共通点が多い。玄米は一軒あたり約八合、八合四勺、粳米（下本能寺前町は単に「米」と記す）は約四升八合、錢は二百二十四、二百二十七文であった。配付にかかる諸経費や運搬費用、精米費用などは、

町組単位で処理している可能性が高いので、それらは差し引いた金穀の額は誤差の範囲内といえるであろう。

ところで、金については千五百両と二千両という二説が併存している。そこで、三条衣棚町の記録を見ると、粳米三千石を配付したのは六万五千四百九竈（軒）であったと記されており、実際に三千石を一軒あたりの四升八合で割ると六万二千五百軒となり、これも誤差の範囲内といえよう。また、下付された玄米の総額五百石を、一軒あたりの八合で割ると、こちらも市中の総軒数を六万二千五百とみなしていることがわかる。そこで、錢二百二十四文を同じ軒数に配付したとすれば、総額は錢一万四千貫文となる。ところで、この時上立売親八町組に配付された金銭は竈数三百八十六に対して銀八百四十五匁余りであったが、これは金に換算すると九両一歩二朱と錢五百五十六文であるという。もし、三百八十六軒に対してすべて錢で配付した場合には八万六千四百六十四文となるので、九両一歩二朱・錢五百五十六文と八万六千四百六十四文を比較すると、金九両一歩二朱は錢八万五千九〇八文に相当することがわかる。これが慶応三年末段階の金と錢の交換比率であったと考えることができるので、配付された錢一万四千貫文は金

表2 上立売親八町組の場合

町名	町ごとの軒数と軒役			町ごとの軒数と軒役		町ごとの軒数と軒役		町ごとの軒数と軒役		町ごとの軒数と軒役	
	家持など軒 数(町によ っては借家 人を含む可 能性有り)	借家 軒数	文政 3年の 軒役数	386軒	35石8升8合	386軒 (直段 90匁)	18石6斗1合8勺	銀換算 (1貫674匁 1分6厘2毛)	金銭換算		
室町頭上柳原町	41	41	51	41	3斗2升8合	41	1石9斗7升6合2勺	177匁8分5厘8毛	1両3辨・214文		
室町頭上半町	27	10	38.5	27	2斗1升6合	27	1石3斗1合4勺	117匁1分2厘6毛	1両2辨・415文		
南半町	29	7	27	29	2斗3升2合	29	1石3斗9升7合8勺	125匁8分2毛	1両1辨・30文		
上立売東町	29	3	26	29	2斗3升2合	29	1石3斗9升7合8勺	125匁8分2毛	1両1辨・30文		
裏築地町	25	16	38	25	2斗	25	1石2斗9合	108匁8分1厘	1両1辨・213文		
堀田ノ町	37	37	49	37	2斗9升6合	37	1石7斗8升3合4勺	160匁5分6毛	1両0辨・1朱・363文		
北小路室町	23	16	36	23	1斗8升4合	23	1石1斗8合6勺	99匁7分7厘4毛	3両3朱・565文		
福長町	13	6	35	13	1斗4合	13	7斗2升6合6勺	56匁3分9厘4毛	2辨・619文		
下御奥町	22	22	37	22	1斗7升6合	22	1石6斗4勺	95匁4分3厘6毛	3両3朱・131文		
塔之段	30	15	39								
玄蕃町	8	2	16								
西園寺町	19	7	17								
竹屋町	19	12	17								
上御靈前町	14	4	59								
四軒在家町	2	2	5	103	8斗2升4合	103	4石9斗6升4合6勺	446匁8分1厘4毛	4両1朱3朱・128文 (うち入用分として 4貫502文(金1朱 3朱・128文)差引)		
小山組8町分	8	8	48								
小山町	13	13	37								
新御靈西半町	9	9									
新御靈東半町	4	4	21								
柳岡子南半町	12	12	28								
柳岡子西半町	1	1	38								
御所八幡上半町	3	2	18	22	1斗7升6合	22	1石6升4勺	95匁4分3厘6毛	3両3朱・130文 (うち入用分として 960文(金1朱・330 文)差引)		
東日野殿町	2	2	33								
御所八幡下半町	0	0	10								
蔵之下南半町	8	8	21								
蔵之下北半町	3	3	17								
不動前町	3	4	22	15	1斗2升	15	7斗2升3合	65匁7厘	2辨2朱・131文 (うち入用分として 654文(1朱・30文) 差引)		
塔之段組	0	0									

備考：大仲入用として2貫412文(1軒につき6文ずつ)、車力として2貫300文(1軒につき6文ずつ)を差し引き、残りを4月4日に配当(玄米1斗5升(八ツ割1升8合8勺代鳥目470文ずつ))、銀845匁3分4厘(金9両1歩2朱・556文)を386軒で配当(224文ずつ)

にすると約千五百三十両となる。こうして、上立売親八町組における配付の実態から計算すると、金銭の下付は千五百両だったと結論づけることができるのである。¹⁵⁾

ただ、それではなぜ烏帽子屋町日記や上立売親八町組の記録は「二千両」と記したのであるのか。それを考える上で手がかりとなるのは、燈籠町に残る「町中名前帳」である。「町中名前帳」は、やや記述が不明確なために推測を含むが、金千五百両は「市中一統へ被下」、金五百両は「城下東西堀川隣り、右八三条・六角・蛸薬師限り配分、外二新シ町・在家同情丁へ」、籾米三千石は「洛中洛外一統へ被下候」と記している。金五百両は、市中の中でも一部の地域に手厚く下付するために用いられたというのである。¹⁶⁾

ただ、これらの記録によっても、下付された金穀がその後町の中でどのように処理されたかまでは明らかではない。また、備荒貯蓄米の処分に關しては、石東長四郎が残した「履歴」があるが、これについては後述する。

第二節 町組五人組仕法の意義

慶応三年十二月、京都町奉行所の廃止に伴い、京都の治安は市中取締役所が、民政は町組の代表である上下京三役

が担当することになった。この頃の京都市中の範囲は、おおまかにいえば二条通をはさんで北側の上京に九百五十三町、南側の下京に八百九十九町・十四境内で、全国的に見ても江戸、大坂に次ぐ大規模な市街地を形成していた。¹⁷⁾ これらの町は、数町から数十町が集まって、大小様々な町組を構成しており、その町組の数から、上京は上古京十二組、下京は下古京八組などと呼ばれた。ただ、この上下京二十組の中には、本願寺門前町や泉涌寺境内など寺社門前に形成された町々が含まれておらず、京都市街地全体をあらわす表現としては適当でない。歴史的には「洛中洛外町続き」「惣町」などの呼称もあるが、一般には馴染んでいないので、小文では京都市街地と呼ぶことにしたい。京都市街地とは、町組の合計のことではなく、もう一回り大きい範囲を指すのである。

新政府は、これまで町奉行所や町代から京都市街地に出されていた町触を、上下京三役から出させることにした。上下京三役とは、近世後期に起きた町代改義一件の後、町組の連合体の代表者として置かれた先年番・大年番・大加番（下京の場合には、先年番・触当番・加番などと呼ばれた）を合わせた呼称であり、町組の中でも格式のある町の

家持層が輪番で務めていたものと思われる。町組の代表者らに民政を任せていたのである。¹⁸⁾

ところで、上下京三役選出の基盤となっていた町組は、長年の慣習によってできあがったものだけに、百町程度の大規模なものから二―三町によって構成される小規模なもの、飛び地状になっているため日頃の付き合いが稀薄なものなどもあり、そのまま近代的行政の基礎単位とするには問題があった。また、規模の大小や物理的な距離だけでなく、町組の新旧や上下関係に基づく格式意識も強く、住民間の差別意識につながるものも内包していた。そこで、明治元年閏四月に京都裁判所から改称して成立した京都府は、同年七月に町組五人組仕法を発布し、町組の再編成を指示したのである。この時、京都府は、ひとつの町組の規模を二十町前後にするという基準を示し、かつての古町・親町・枝町・新町・離町などといった区別を廃止するように促した。¹⁹⁾

町組五人組仕法についてはすでに『京都府市町村合併史』や『京都の歴史』などが繰り返しその意義を指摘しているが、ここでは日本の近代行政の画期としての重要性を強調しておきたい。²⁰⁾

この仕法の作成にあたっては、「先達而広く評儀二懸られ、諸組一統ヨリ覆蔵なく申出候趣孰も一通り聞召届られ候」と、各町組に相談があり、協議を重ねたと記されているが、その経過は明らかではない。ただ、それに続けて、「何事に依らす旧習に馴れ、従来之仕法更に革なきを好むハ人情之常二而、町組之義も組二依り、是迄之通二而建置れ候様願出候も尤之事二候」と記されていることから、多くの町組が、旧来の枠組みを守ることを主張したと考えられる。しかし、京都府はそれを認めず、一定の基準の下で、町組の再編成を行うことを求めたのである。

町組五人組仕法で定められたことは、以下の通りである。

①上京・下京を両大組とし、それぞれを上大組・下大組と称する、②これまで通り三役を置いて民政を担当させるが、その名称は大年寄役として担当地域を定める、③町組は、従来の古町・新町などの格式を廃止し、約二十町（十五―三十町）を一組とし、それぞれ上京○番組などと唱え、各組に中年寄・添年寄各一名を置き、その選出にあたっては家柄などではなく人柄を重視する、④町ごとの年寄役はこれまで通り置く、⑤各組内の鰥寡孤独・被災者・難済人などに対しては、大年寄らとともに扶助の道を尽くす、⑥善

行者の褒賞、放蕩者の教諭などを積極的に行う、⑦諸願・訴訟などは積極的に取り次ぐ、⑧町内に五人組を組織して五人頭を置き、五人組内は隣保相扶を心がける。ここに、京都府が市中の町組に期待する事柄が端的に示されている。

その結果、同年八月には、上京が一番組から四十五番組までの四十五、下京が一番組から四十一番組までの四十一の町組に再編成された。その際、上京と下京の境界は、従来の二条通から三条通へと変更され、町組²¹ことには中年寄・添年寄が置かれた。また、個別の町の枠組みは従来と変わらず、町ごとには従来通り、町年寄が置かれたのである。

しかし、この町組はそれぞれの町組間の交渉によって成り立ため、従来の町組を基本に微修正したものとどまり、入り組んだり、飛び地があったりという状態を解消することはできなかった。そこで、明治二年一月には、京都府の指示で町組の再改正が行われ、上京が一番組から三十三番組までの三十三、下京が一番組から三十二番組までの三十二の町組にあらためて編成されたのである。

第三章 大年寄の選任

第一節 千田忠八郎と石東長四郎の場合

―上下京三役とは別枠で―

明治元年七月、町組五人組仕法によって上下京三役にわって大年寄が置かれた。ただ、この時点では選出方法に大きな変化はなかったと思われる。大年寄に就任したのは、上下京三役の河崎善兵衛・佐々木与八・上野利助（以上、上京）、杉本治郎兵衛・清水源兵衛・森田武兵衛（以上、下京）と、古手古道具取締の千田忠八郎（下京に居住）の計七人であった。²²

こうして選ばれた大年寄の最初の仕事は、大年寄選出の基盤となる町組を再編成することであり、大年寄の選出基盤を否定する作業であった。それが京都府から見ても十分なものだったことは、前述の経過が示している。各組代表の中年寄・添年寄は、当然それぞれの町組の事情を優先する可能性が強いので、大年寄に指導力を期待するほかなかったが、大年寄の選出方法から考えても、大きな改革を行うことはできなかったのである。

ここで注目されるのは、従来の上下京三役とは別に登用

された千田忠八郎である。千田家は、尾張藩の織物売捌所や同藩屋敷の名代を務める家であった（後述）。

千田に関しては、のちに大年寄になる石東長四郎が「履歴」に、次のようなエピソードを記す。慶応三年末、京都町奉行所が廃止された時、千田忠八郎と石東長四郎が町奉行所に呼び出され、粗米三千石、金二千両、玄米五百石を渡されたというのである。²²これは、前述のように、寛政の改革で設けられた備荒貯蓄米の残額のこと、千田と石東はこの時上下京三役か初年番か、あるいはそれに相当する有力町人であったことを意味する。石東の「履歴」をたどると、石東は天保十二年、嘉永六年、慶応三年六月の三回、上京三役を務めたことになっている。したがって、慶応三年末の段階では、石東が上京三役の代表、千田が下京三役の代表という役回りだったのでないだろうか。それにしても、この「履歴」は、備荒貯蓄米の残高を「粗米三千石、金二千両、玄米五百石」と明記する。後年の記録なので記憶違いなども考えられるが、配付された町の記録ではなく、町奉行所から受け取った者の記録であるだけに、無視できない。これについての私見は、前述の通りである。

また、石東の「履歴」は、慶応四年四月三十日に三役を

退任したことを明記しているので、明治元年七月に大年寄に就任した河崎・佐々木ら六人は石東らの後任の上下京三役にあたることになる。そこに、千田が加わる形であった。さらに、明治元年十一月、前三役の石東も大年寄に加わり、大年寄は上京居住者四人、下京居住者四人の計八人になる。以後、石東は、学校掛や勸業御用掛などを担当し、明治五年五月には総区長になるが、翌六月に高齢を理由に退任した。

第二節 中年寄からの登用 ―熊谷直孝と北条太兵衛―

明治元年七月に七人が就任した大年寄は、同年十一月、石東長四郎が就任して八人となる。石東の就任は、時期から考えて町組の再改正に向けた体制づくりであろうが、今のところ、それを裏付ける史料はない。最初の町組改正の時には中年寄であった熊谷直孝も、明治元年九月に中年寄上座に任じられて、大年寄の役儀に加わる。中年寄のまま大年寄格とされた人物は、今のところ直孝しか知られていないが、京都府が中年寄の中からも適当な人物を選抜して、登用し始めたことを示す例である。直孝自身はその後、天皇東幸に関与するなど多忙であったが、筆者は、こうして

通常の上下京三役とは別枠で選ばれた千田・石束・熊谷の三人が、町組の再改正に向けての作業の中心を担ったのではないかと推測する。

明治二年五月、石束に続いて大年寄に就任するのが熊谷直孝である。ところがこの時は増員だけでなく、河崎と上野が退任する。大年寄の更迭が始まったのである。四条小橋西入にある真町に残る記録には、「大年寄上野氏・川崎氏、当組内中添年寄高谷氏・辻氏、樋口町年寄・議事者、北車屋町年寄・議事者西生洲〔町脱力〕年寄、右何れも何角不都合次第二付役前御免相成」と記されており、府が不適任と考えた大年寄らを更迭したことがわかる。²³

熊谷直孝にとっても、大年寄就任が大きな意味があったことは、直孝自身が、これを機に日記を付け始めていることからもうかがえる。直孝はこの日記を、大年寄に任じられた五月二十八日から書き始め、同時に、「上野・川崎〔ママ〕兩人」が退任したことを記す。また、日記の表紙見返しには、次のような書き込みがある。

巳年、千田卅一、杉本四十六、佐々木六十四、清水六十、石束五十八、森田五十、猪飼四十、北条三十三、

熊谷五十三、手代り新三郎・林之助・孫三郎・与左衛門・菊次郎・惣八・源吉・嘉兵衛〔五名略〕・小一郎・友次郎、書記手代り政治・五平〔二名略〕、用使清蔵・広蔵〔六名略〕、外二雇藤八・喜助・嘉助

ここに三十九名の人名が記されているが、千田・杉本などの名からうかがえるように、冒頭の九人は大年寄を列挙したものであり、「手代り」などは、大年寄詰所のスタッフである。²⁵大年寄の姓の下の数字は年齢と推察される。これまでの記述から推察されるように、これらの人々の名は、おそらく千田忠八郎・杉本治郎兵衛・佐々木与八・清水源兵衛・森田武兵衛・石束長四郎を指すものと思われる。また、上野利助と河崎善兵衛が見えず、新たに猪飼・北条・熊谷が記載されていることから、明治二年五月末以降に記したものであることは明らかである。

そこで、さらに日記の記事を繙くと、六月二十四日条に、「猪飼喜右衛門、北条太兵衛^{大年寄助役被仰付、七人扶持被下置}」とあり、この時、猪飼・北条の二人が大年寄助役に就任したことが確認できる。さらに、八月二十三日条に「清水・佐々木・森田願通御免、千田・杉本永役^{但し杉本頼二付、久右衛門名代}、猪

飼・北条出役ニ仰付松田五位様、御書下ケ、今日合持場改ル」とある。

以前から大年寄を務めてきた清水・佐々木・森田が就任後一年を期して退任したのに対し、千田と杉本は「永役」（無任期という意味か）として再任されるが、杉本が病気のため直孝が名代を務めることになったという。また、この時猪飼と北条が正式に大年寄に就任する。したがって、表紙見返しの書き込みは、明治二年五月末以降大年寄に再任した者と、八月末までに新たに就任した者を書き上げたものということになる（松田五位は、もと鳥取藩士で初期京都府政の中心を担った松田道之のこと）。

このうち、直孝のほか、猪飼喜右衛門は上京十一番組（のちの桃園学区）、北条太兵衛は下京十四番組（のちの修徳学区）の中年寄を務めた経験があり、のちに、大年寄助役に登用される鶴川太郎兵衛（上京三番組、のちの翔鸞学区）、岸田九兵衛（上京十五番組、のちの聚楽学区）、遠藤弥三郎（下京四番組、のちの日彰学区、同時期の添年寄に市田理八がいる）、井上治郎兵衛（下京二十二番組、のちの淳風学区）らと並び、明治二年前後に中年寄として実績を挙げた人々である。²⁶ こうした事例と、明治二年五月末に、上野・河崎と並んで中年寄らまでもが罷免されていることか

らうかがえるのは、京都府は、町組改正をはじめとする諸施策の実行過程を通じて、町組の代表である中年寄の動向を注意深く観察し、その中から大年寄にふさわしい者を登用しようとしたことである。

ここで、参考のために、北条太兵衛の履歴もわかる範囲でまとめておこう。

直孝日記によれば、北条は直孝より二十歳程若い、下京十四番組で中年寄を務めるかたわら、京都府の流民集所掛や小学校掛も務めていた。その後、明治二年六月に大年寄助役（勤中判府事支配）に就任すると、同年八月には大年寄となり、明治三年十一月に京都第二商会用掛、明治四年七月「勤中府庁直支配」となる。ここまでの経緯は直孝ときわめて類似しており、こうした歩みが、中年寄から大年寄に登用された者として、典型的なものだったのである（表1参照）。

また、北条はこの頃から太兵衛を太平と改めた。おそらく、官吏に近い立場になったために、家業を後継者に譲り、公務に専念しようとしたのではないだろうか。²⁷ ただ、その後北条は明治五年三月に大年寄を退任すると、一八七四年（明治七）八月合業会社用掛、翌九月京都府用達となり、

その後は、官吏としてではなく、京都在住の有力商人としての立場に戻るのである。

第三節 「東京遷都」への対応

京都府が、大年寄熊谷直孝に期待したのは、町組改正に代表される公共的業務だけではなかった。このとき、明治政府の主導的立場にあった大久保利通や木戸孝允は、天皇とともに政治を行う場所として京都御所は適当ではないと考えており、東京への実質的な遷都を推し進めていた。熊谷直孝が沿道の警戒にあたった明治元年の東京行幸も、そうした動きの一環であったが、公家らの反発をおそれ、間もなく京都に還幸した。しかし、明治二年に入ると再び天皇の東京行幸が断行され、同年九月には中宮の行啓も計画されたのである。

中宮行啓に際しては、さまざまな立場の人々が「東京遷都」⁽²⁸⁾反対などを掲げた建言を行うが、その中に「大年寄連名」で出されたものがあった。それによれば、大年寄らは、九月の中宮東啓が東京に遷都するのではないかとという不安の原因になっているとし、これをきっかけに、「無力者」は各地に分散し、「有力者」は東京に移転し、京都が衰退す

ることを危惧した。資産がある者が東京に移転を始めることで、京都が「奈良之如キ」衰微に陥るというのである。建言は天皇・中宮の還幸を求めているが、大年寄らはそれに固執していたわけではなかった。おそらく、東京遷都を避けられないことと認識していた大年寄らは、もし遷都するのであれば、「都下繁昌之御妙策」を教示するように求めた。すなわち、具体的な京都振興策を実行するよう、政府に求めたのである。

大年寄らは、「乍不肖市長之場二居」る立場として、町人らが利に走って、先祖墳墓の地である京都を捨てて離散することを憂えた。大年寄が「市長」という言葉を用いたのは偶然であろうが、この立場をのちの京都市長と比較するのは無意味ではないであろう。この年六月、近世初頭以来の格式を誇っていた茶屋（四郎次郎）家が町人頭を罷免されたことも、大年寄らの自負心を強めたかもしれない。大年寄は「市長」として、京都振興策の必要性を訴えたのである。

この建言は、大年寄らが府の意向を受けて、遷都反対の動きが反政府あるいは反京都府の動きとつながらないように、政府に配慮を求めたものというこでもできよう。また、

住民の側から見ても、かつて尊攘派商人として知られ、慶応の救済活動などにも尽力した熊谷直孝が、大年寄として新政府との交渉の前面に立ったことは、大きな意味があった。

住民らの中宮行啓反対の動きが最高潮に達したのは、九月二十四日のことであった。直孝はこの日、「上京一番、二三・四・五番組沸騰、寺之寄合或は組々申合、御所外を大勢廻り候」と人々の状況を把握した上で、「為取静、大年寄一同罷出、相鎮、又強情成ハ御府へ連戻」などして、鎮静化に務めた。⁽²⁰⁾直孝がいうように、住民らが中宮東啓に反対したとはいえ、市中全域が同じように行動したのではなく、とくに熱心に運動を繰り広げた地域があった。それについて、京都府は、反対運動で騒ぎ立てなかった地域の町組に対して褒詞を与えるという形で地域の選別を行った。褒詞が与えられた地域は、市中全域に及んだので、ある意味で京都の住民全体を慰撫する意味も持つものであったが、一部に褒詞を与えられない町組があったのである。それが、上京一・二・三・四・五番組組、下京十六・十九番組組であった。このうち、直孝の認識と重なる上京一〜五番組組は、西陣を中心とする地域で、呉服や織物の御用を通じて

御所や公家と深いつながりのある地域であった。また、下京の二町組は、本願寺門前で、法衣商や仏具商が多く集まっている地域である。ともに、伝統的な装束や道具の製造を生活の糧とする職人が多く、「東京遷都」に対する危機感が率直に行動にあらわれたのであろう。⁽³⁰⁾

また、京都府は、大年寄以外にも、上京二十七番組の香具屋久兵衛・池村久兵衛・三河屋半次郎・越後屋将造・亀屋庄助・住吉屋長左衛門ら六人に、住民に対する説諭を指示した。上京二十七番組は、いうまでもなく直孝が居住する町組で、いずれも直孝と親しい人々であった。このうち、香具屋久兵衛は直孝の子直行のことで、小学校制度の創設にあたり西谷良園や広沢真臣と会合を行っていたといわれる。また、池村久兵衛（伊勢屋、邦則）は、平田派国学者の一員として知られていた。これらの人々にとっても、「東京遷都」は受け入れがたいものであったと思われるが、直孝らとの関係から慰撫の役割を担うことになったのである。府から見れば、こうした人々が住民を扇動する側に立つのではなく、慰撫する役割を担うことが、重要な意味を持つたのである。

第四節 京都博覧会の創始と運営

熊谷直孝は京都振興策を政府に要望するだけではなく、自ら主体となって関わっていった。直孝は明治四年になると、京都の有力商人を代表する三井組の三井八郎右衛門、小野組の小野善助らと図り、博覧会を企画した。会期は明治四年十月から十一月にかけての約一ヶ月で、本格的な博覧会としては日本で初めての試みとなった。出品内容こそ武器や古銭、古書画などを中心とする骨董品展のような趣であったが、これまで武家や公家が秘蔵してきた家財道具の数々が観衆の目にさらされただけでも市民に新しい時代の到来を実感させることになったであろう。西本願寺に設けられた会場には、一万人以上の観覧者が訪れた。初めてとしては、まずまずの成果を得たといえよう。³¹⁾

最初の試みに成功した直孝らは、翌年三月に再び博覧会を計画する。さらにこの時には、より多くの出資者を募り、博覧会を恒例化するための仕組みとして京都博覧会社を設立し、京都府の協賛も得た。博覧会社の初期の役員には、京都府典事西尾為忠をはじめとする府吏員のほか、会主三井・小野・熊谷、大年寄熊谷・猪飼喜右衛門・長尾小兵衛・船橋清左衛門・岩佐孫兵衛、大年寄助勤岸田九兵衛・遠藤

弥三郎・柏原孫左衛門・市田文治郎・鈴木半兵衛・千田藤兵衛・井上治郎兵衛、用達小野・三井元之助・島田八郎左衛門・下村正太郎、物産引立用掛山本弥太郎ら十五人の商人らが京都博覧会用掛に加わった。いうまでもなく、会主や大年寄らも京都の有力町人から選ばれた人々であり、京都博覧会は、京都の実業界を挙げた一大イベントとなったのである(図2参照)³²⁾。

京都博覧会社は明治五年六月から開催された博覧会を、あらためて第一回京都博覧会と位置づけ、以後、組織を改編しながら一九二六年まで継続した。京都博覧会は、京都振興策のシンボリックな役割を果たした。ただ、何といっても大きな成果を挙げたのは最初の数年間で、第一回では外国人の観覧者を増やすために政府と交渉し、外国人向けの旅館まで用意したり、「附博覧」と称して都踊りや花火、能楽を興行したりした。また、第二回には御所の一部を会場として借り受け、仙洞御所において禽獣会(動物園)を開くなど、入場者は本会場四十万人、禽獣会三十万人という空前の催しになったのである。³³⁾

以後、表3でも明らかのように、博覧会社は頭取に三井源右衛門・宸之助ら三井家の人々や下村正太郎などを据え

表3 京都博覧会の歴代役員

	明治5年 (1872)	1873年 (明治6)	1874年	1875年	1876年	1877年	1878年	1879年	1880年	1881年 博覧会碑	1882年	1883 ～84年	1885年	1889年	1894年 9月	1897年創設 二十五年 記念博覧会
三井八郎右衛門	会主・ 用達	社員								発起人						
小野善助	会主・ 用達	社員								発起人						
髭谷久右衛門 (直孝)	会主・ 用達	(権大鳳 掛)	(博覧会 掛)							発起人						
猪飼喜右衛門 (当賢)	大年寄	社員														
長尾小兵衛	大年寄	社員		株金幹事												
船橋清左衛門	大年寄	社員		株金幹事 →庶務幹事												
岩佐孫兵衛	大年寄	社員		庶務幹事						前幹事						
岸田九兵衛 (高義)	大年寄 助勤	社員														
遠藤弥三郎	大年寄 助勤	社員		→用度幹事	用度幹事					前幹事						会計監査 委員
柏原孫左衛門	大年寄 助勤	社員		→庶務幹事	庶務幹事					前幹事			札組委員	委員		会計監査 委員
市田文次郎	大年寄 助勤	社員		→株金幹事									信組委員	委員		
鈴木平兵衛	大年寄 助勤															
千田藤兵衛 (玉守)	大年寄 助勤	社員														
井上治郎兵衛	大年寄 助勤	社員														
三井元之助	用達	社員								発起人						
三井源右衛門	用達	社員	会計幹事	会計幹事	会計幹事	幹事	幹事	頭取	頭取→	前頭取						
島田八郎左衛門	用達	社員	会計幹事	会計幹事	会計幹事	幹事	幹事	頭取	頭取→	前頭取						
下村正太郎	用達	社員	用度幹事	会計幹事	会計幹事	幹事	幹事	権頭取	権頭取→	頭取	頭取	頭取	頭取			
山本弥太郎	物産引立 用掛	社員								頭取	頭取	頭取	頭取			
平井忠兵衛	物産引立 用掛	社員														

	明治5年 (1872)	1873年 (明治6)	1874年	1875年	1876年	1877年	1878年	1879年	1880年	1881年 博覧会碑	1882年	1883 ~84年	1885年	1889年	1894年 9月	1897年創設 二十五年 紀念博覧会
竹原弥兵衛	物産引立 用掛	社員	物品幹事	物品幹事	物品幹事					前幹事						
上原治郎兵衛	物産引立 用掛	社員														
小堀基兵衛		社員														
河辺九郎三郎		社員														
池上弥右衛門	物産引立 用掛	社員														
山田長左衛門	物産引立 用掛	社員														
藤井源四郎	物産引立 用掛	社員														
北村長兵衛	物産引立 用掛	社員														
藤林源助	物産引立 用掛	社員	物品幹事	物品幹事	物品幹事					前幹事						
杉浦三郎兵衛	物産引立 用掛	社員	庶務幹事	庶務幹事	権頭取	権頭取				前頭取						
美濃部拙斎 (忠兵衛)	物産引立 用掛	社員	用度幹事	用度幹事	用度幹事					前幹事			義組委員			
市田理入	物産引立 用掛	社員								発起人						
細江伊兵衛	物産引立 用掛	社員	庶務幹事	庶務幹事						前幹事						
市原平兵衛	物産引立 用掛	社員												委員		会計監査 委員
村上勘兵衛	物産引立 用掛	社員														
大江長右衛門			入社員	用度幹事 →						前幹事						
加藤源右衛門			入社員													
辻信次郎			入社員													幹事、 会計主任
江田三郎			入社員													
安村吉兵衛			入社員													
藤原忠四郎			入社員													
寺田五郎兵衛			入社員													

	明治5年 (1872)	1873年 (明治6)	1874年	1875年	1876年	1877年	1878年	1879年	1880年	1881年 博覧会碑	1882年	1883 ~84年	1885年	1889年	1894年 9月	1897年創設 二十五年 記念博覧会
田中四郎右衛門			大社員													
杉本新右衛門			大社員													
駒井七兵衛			大社員													
多田佐兵衛			大社員													
野間庄兵衛			大社員													
前田茂兵衛			大社員													
竹久正助					副幹事				幹事							
三井辰之助 (高保)									→権頭取	権頭取						
池田八郎兵衛									→副幹事	副幹事	権頭取	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事・式 用度主任
田中善右衛門											副幹事	副幹事	幹事	幹事	幹事	文書主任
野橋作兵衛													仁組委員			
江忠郎兵衛													智組委員			
三井八郎次郎																
下村正太郎														副頭取	会長	会長
丹羽圭介																幹事・式 事主任 整理委員
西村治兵衛																幹事・ 庶務主任
宮崎豊次																奨励委員
片山正中								(博覧会 掛六等 属)	(博覧会 掛六等 属)	(博覧会 掛五等 属)	(博覧会 掛四等 属)					会計監査 委員
野橋作右衛門																会計監査 委員
備考	社員34人	社員32人	社員39 人、退社 員6人	社員37 人、途中 交代は→ で示す	社員47人	社員58人	社員60人	社員60人	社員60 人、途中 交代は→ で示す	上京区長 杉浦利貞・ 下京区長 竹村藤兵衛		府の博覧会 会掛廃止	社員 145人	下村は先 代が死去 し嗣子兼 一般が襲 名		

出典：京都博覧会沿革誌

ながら、大年寄や同助勤を経験した船橋清左衛門・岩佐孫兵衛・遠藤弥三郎・柏原孫左衛門・市田文次郎ら、あるいは物産引立用掛の中から運営に加わるようになった藤林源助・杉浦三郎兵衛・美濃部拙童（忠兵衛）・細辻伊兵衛らが、権頭取・庶務幹事・用度幹事などに就いて、運営を支えた。³⁴

また、博覧会社はこれらの有力商人によつて構成されたが、明治五年の創立以来、京都府の協力を得ながら運営してきた。そうした実績を受けて、一八八一年はじめ、創設されたばかりの上下京連合区会（上京区长杉浦利貞・下京区长竹村藤兵衛）の協力によつて、京都御苑内に常設博覧会場を建設した。京都博覧会創設の意義を刻んだ「京都博覧会碑」が建立されたのも、この頃である。また、同時に、資本金を六万円と定めて、会社組織の確立を図るなど、京都博覧会の基盤整備が進められた。一方、一八八三年には府が博覧会掛を廃止し、博覧会社員である有力商人のみによる運営に切り替えられた。京都博覧会は、運営の安定化を進める有力商人らの意図とは反対に、創立当初の意義が年々薄まり、来観者が急減していたのである。³⁵

そこで、一八八五年八月には、あらためて出資者を組織し、資金の維持方法を協議した。この背景には、松方デフ

レによる不景気があり、退社希望者にはそれを認め、あらためて熱意がある有力商人による立て直しに取り組むことにしたのである。その結果、百四十五人の社員を仁義礼智信の五組に分け、それぞれから代表者を委員として選び、会社運営に加えることにした。野橋作兵衛・美濃部忠兵衛・遠藤弥三郎・辻四郎兵衛・柏原孫左衛門らがそれである。³⁶

その結果、翌八六年からは京都博覧会という呼称にもあえてこだわらず、京都商工会議所からの要請を受けて京都色染織物繡緞共進会を開催、八七年には孝明天皇二十年祭を記念して新古美術会を開催した。こうした状況に対し、八八年には上下京両区長が発議し、京都商工会議所や京都府の協力を得ることにより、新古加工物品蒐集会を開催するが、博覧会の開催は年々赤字がかさみ、会社運営は厳しさを増した。³⁷

そこで、一八九〇年十二月には京都博覧会社を京都博覧協会と改称し、翌年の京都市工業物産会からは、京都市に費用の一部補助を申請することにした。京都市は、工業物産会費用として千円を補助するほか、陳列場の増築を市の事業とするなど積極的に支援した。こうして当初は、京都府と有力商人との間で始まった京都博覧会は、一八八九年

に京都市制が施行されてからは、京都市と有力商人との連携によって実施されることになったのである。

第四章 大年寄に期待された公共的業務

第一節 大阪への適用

京都の町組五人組仕法は、近代的地方行政制度導入の先駆けとなった。明治元年七月に公布されたその時期からいつてもそうだが、その後、明治二年にかけての実施過程を見ることによって、さらにその意義が明らかとなる。町組五人組仕法は、明治二年一月に町組の再改正によってその形式を整え、同年五月以降の大年寄らの交替によって、その内実を整える。

それを裏付けるのは、大阪における大年寄制度の導入である。近世大阪の民政は、北・南・天満三郷を基盤とする惣年寄らによって担われていたが、幕末維新期に町奉行所の廃止などによって武家支配が終焉し、権力の空白状態ができた。これは、京都とも共通する、幕府直轄都市の共通点である。したがって、その後しばらくは惣年寄らによる自治が行われていたと考えることができるが、三郷を廃止

して四大組に再編成し、惣年寄を廃止して大年寄を置くなどの町組改正が実施されるのは、明治二年六月のことである。すなわち、京都の町組改正が一段落し、その効果を確かめた上で、大阪の町組改正が行われたのである。⁽³⁸⁾ こうして、明治二年六月は、近代大阪の地方制度にとってひとつの画期となるが、それは京都をモデルとしたものであった。

第二節 小学校の創設

それでは、町組五人組仕法以後、町組改正を通じて形成された新しい地方行政制度によって、京都府（あるいは政府）は何を行おうとしたのだろうか。

まず期待されたのは、新しい町組を学区とする小学校制度の創設である。この点に関しては、⁽³⁹⁾すでに辻ミチ子氏ははじめ多くの研究がある。なかでも注目されるのは、慶応初年から、長州藩出身の画家森寛斎、私塾篤志軒を運営していた西谷良圃、塩川文麟門で四条派の画家幸野楳嶺、熊谷直孝の子直行、書林平野屋の遠藤茂平（茂兵衛）、有力商人千田藤兵衛、八木真幸らが、長州藩士の実力者広沢真臣とともに、小学校設立の建議を起すために計画を練っていたという伝承である。⁽⁴⁰⁾ 西谷は、慶応元年八月、小学校

建設を求める口上書を京都府に提出し、これが全国に先駆けて小学校制度が整備されるきっかけになったという。

実際、広沢真臣は慶応四年五月に京都府御用掛に就任後、熱心に府政に関わり、「民政下主要旨書」をまとめるなど、初期府政の安定のために重要な役割を果たした。¹¹⁾その後、京都府は、京都府職制、町組五人組仕法、京都府戸籍仕法などを相次いで作成する。広沢は明治四年に暗殺されたために、維新期に行った事績について十分明らかになっていくとはいえないが、新政府の長州藩士としては木戸孝允と並ぶ実力者であり、明治新政府の地方行政制度のモデルとして京都府の創設に果たした役割は大きかったのではないかと思われる。とくに、明治元年（慶応四・一八六八）十月に公布された京都府戸籍仕法は、翌年六月の民部省達によって全国の参考に供されるが、この時の民部官副知事は広沢が務めていたことを指摘しておきたい。¹²⁾

さらに小学校が設置されると、町組の溜り場や火の見櫓をはじめ地域の公共的施設が集中するようになり、新しい役場としての役割を持ち始める。辻ミチ子氏は、創立当初の小学校が新町組の町組会所であると同時に、町役溜り場、交番所、望火楼（火の見櫓）などの機能を持っていたこと

から、地域の「総合庁舎」と評価した。¹³⁾このほかにも、塵芥処理費用の徴収や種痘の奨励などといった衛生業務（保健所的な機能）、郵便切手の販売なども行われ、まさに地域に根付いた公共機関であった。

ちなみに、京都の小学校制度創設に関して、その先駆けとして知られるのは、上京二十七番組小学校（のちの柳池校）と下京十四番組小学校（のちの修徳校）である。この点に関しては、とくに修徳小学校の同窓会が、「修徳校の授業開始は京都で最も古いと伝えられる柳池校のそれよりも早い」と述べ、「現存する日本最古の小学校」であることを強調している¹⁴⁾ので、京都では両校を最古の小学校と併記することもある。その限りでは、ご当地自慢のひとつにすぎないが、ここで注目されるのは、下京十四番組の中年寄が北条太兵衛だったことである。熊谷直孝が中年寄を務めた上京二十七番組と北条太兵衛が中年寄を務めた下京十四番組が、京都最古の小学校を競い合っているのは、決して偶然とはいえない。北条と直孝が新政府の新政策の実行に果たした役割の大きさを物語るものということができよう。

第三節 種痘の奨励

明治初年に京都府がおこなった事業のいくつかは、幕末以来の計画を実現したものだ。幕政からの転換を強調するあまり、民政の継続性を見逃すことはできない。その場合、注目すべきなのは担い手である。

地方財政が未確立な明治初年、京都府は事業をあらゆる方面で展開できたわけではなかった。とくに、道路や橋梁、河川改修などの土木事業は、民間の篤志者にその多くを依存した。一八七四年に京都府がまとめた「国益民利起原」によれば、この時期に民間の篤志家によって実現した公共事業には次のようなものがあつた。¹⁸⁾

明治二年正月

熊谷久右衛門（直孝）が種痘用地を寄附

一八七三年四月

丹波国船井郡の明田三太夫らが曾根・須知両村間道路を開鑿

同年四月

丹波国何鹿郡・船井郡諸村民が質志峠の峠道を補修

同年十一月

村上勘兵衛が高瀬川にかかる高橋を改修

一八七四年一月

丹波国桑田郡池尻村浅田貞治が川

関村大石を撤去

同年六月

丹波国桑田郡宇津根村・南保津村民が大堰川堰堤を改修

すなわち、熊谷直孝の種痘所を除けば、いずれも輸送・交通の妨げとなっていた峠や山道の開鑿や、堤防や橋梁の改修など、大量の人力を要する土木事業であつた。こうした事業の多くは、なお地域有力者の篤志に委ねるしかなかったのである。京都府が、こうした事業と並べて種痘所への土地の提供を評価した。ここにも、府と直孝の深い結びつきをうかがうことができる。

ここで天然痘の歴史を振り返ると、日本における天然痘（疱瘡）の流行は、すでに奈良時代から記録に見えるが、江戸時代になると毎年のように流行を見るようになった。天然痘は感染率・死亡率が高く、有効な治療法がない伝染病であるが、一度罹つて生き残つた者は二度と罹らないことから、免疫を利用した予防法が開発された。それを確立させたのが十八世紀末のジェンナーによる牛痘種痘法で、日本にもシーボルトを通じて伝えられたという。こうした事情から、種痘は長崎からの情報を元に蘭法医によつて広められ、京都で最初に種痘に成功したのは日野鼎哉であつ

た。

日野が種痘に成功するのは嘉永二年（一八四九）のことと伝えられ、町奉行所与力加納繁三郎の許可を受けて、除痘館を設けたという。しかし、除痘館は間もなく閉鎖され、翌年には日野自身が死去した。一方、熊谷直恭も同じ年に種痘所をおこし、蘭学の知識を持つ医師植林栄建・江馬榴園・小石中蔵らを組織し、有信堂と名付けた。この事業について、富岡鉄斎が「蓮心翁祝種痘成功図巻」を作成し、安政五年の直恭の誕生祝いとして贈っている。有信堂は熊谷家の後援をもとに種痘を行い、直恭の死後も事業を継続するが、禁門の変で焼失した。しかし、直恭の子直孝は、慶応三年（一八六七）に事業を再興、さらに維新の混乱の中で廃止された後にも三度び事業を開始した。⁴⁶

「国益民利起原」が顕彰するのは、三度目の事業のことで、直孝は慶応四年閏四月に広沢真臣と図り、有信堂を京都府に献納して種痘館（種痘所）にしたという。この時、有信堂に集っていた医師は府御用医に任じられたのである。その後、種痘所は一時、大学校所管の医学校治験並種痘所に改称されるが、大学校廃止に伴い再び府の所管となった。⁴⁷ また、直孝は、明治二年六月には伏見慶念寺でも種痘を開

始した。⁴⁸

以上のように、種痘は明らかに幕府がその必要性を認める以前から民間人が私財を投じて事業を推進し、明治維新时期には、衛生行政の確立に先立って公共事業に包摂されたものである。また、『京都の医学史』が日野の除痘館の廃絶に関連して述べるように、住民らの多くは種痘を警戒しており、種痘を受ける者から料金を取れないばかりか、むしろ受ける人に対して謝礼を払う必要があった。⁴⁹ 有信堂の事業も事情は同様だったと思われるので、その維持には相当の経費が予想されるのである。このように、種痘は、公共的業務が民間の負担によって立ち上げられ、行政の中へと定置されていく過程を検討する上で重要な素材を提供する。熊谷家はその有力な担い手であり、そのための土地を提供したというところに、「国益民利」として顕彰される理由があったのである。

第四節 困窮者救済への関心 — 『仁風集覽』との比較 —

こうして明治維新成立当初には政府が置かれ、その後も地方行政のモデルとなる施策を次々と実行に移した京都府であるが、それを可能にしたのは、近世以来の自治運営の

経験を有する有力町人らの存在であった。

これまで述べてきたように、大年寄に就任した人々の中で具体的な人物像が明らかになるのは、熊谷直孝・石東長四郎・北条太兵衛などに限られるが、ある程度の共通性が有ったのではないかと思われる。そこで、別稿⁵⁰で取り上げた『仁風集覽』を手がかりに、大年寄と大年寄助役に選ばれた人々を検討しておくことにしたい。

別稿で述べたように、『仁風集覽』は、慶応二〜三年の米価高騰時に、困窮者救済のための金穀を抛出した者を一覽にして発刊したものである。『仁風集覽』に掲載されている金穀抛出者は、町や同業者仲間、町人有志など様々な立場の者を含め、二千数百件にのぼるが、その中には以下のような人々が含まれる。

香具屋久右衛門	姉小路寺町西へ入丁	玄米十五石
三井一統		銀百貫目
柏屋孫左衛門	問屋町五条下ル丁	金百両
大黒屋三郎兵衛	三条柳馬場東入丁	銀七貫目
奈良屋新左衛門	綾小路新町西へ入丁	銀二貫目
千切屋武兵衛	室町三条下ル丁	銀二貫目

福嶋屋藤兵衛	揚梅通新町西へ入丁	銀一貫目
千田忠八郎	尾張殿御藏織物売捌所	銀三百枚

(同売捌方中也含む)

丹後屋長四郎	上立売小川角	錢二百貫文
松屋清左衛門	麩屋丁三条上ル丁	銀二十枚
綿屋小兵衛	三条西洞院西へ入丁	銀五百目
津国屋太兵衛	小田原丁松原下ル丁	銀十枚
伊賀屋次郎兵衛	大宮松原下ル丁	銀三十枚
近江屋文次郎	堺町御池下ル丁	銀五十枚
平野屋弥三郎	三条東洞院西へ入丁	銀一貫目
篠屋藤兵衛	一条大宮行当	錢千貫文

(小川頭報恩寺境内御救場世話方として数家組合で)

このうち、『仁風集覽』の中でも、池田屋長兵衛の次に掲げられた香具屋久右衛門(熊谷直孝)については、これまで述べてきた通りである。また、三井家については「三井一統」と記されるだけであるが、一族の中から、三井源右衛門(高辰、新町家)が大年寄助役に就任した。

千切屋武兵衛・福嶋屋藤兵衛・丹後屋長四郎・松屋清左衛門・綿屋小兵衛・津国屋太兵衛は、それぞれ大年寄に就

任する森田武兵衛・竹村藤兵衛・石東長四郎・舟橋（船橋）

清左衛門・長尾小兵衛・北条太兵衛のことである。このうち、石東と北条については既に述べた。また、柏屋孫左衛門・伊賀屋次郎兵衛・近江屋文次郎・平野屋弥三郎・篠屋藤兵衛は、それぞれ大年寄助役となる柏原孫左衛門・井上治郎兵衛・市田文次郎・遠藤弥三郎・千田藤兵衛のことである。

また、千田忠八郎は「尾張殿御藏織物売捌所」とあり、尾張名古屋徳川家御用達を務めた家であることがわかる。千田については、これまで下古京八組の触当番や古手古道具取締だったことが紹介されてきたが、尾張名古屋藩と密接な関係にあったことがわかる。名古屋藩徳川慶勝らには、親藩の大藩でありながら王政復古以後率先して倒幕側に加わり、初期京都府政にも田宮如雲らを送り込むなど影響力を確保した。

奈良屋新左衛門の場合には、分家の杉本治郎兵衛が大年寄に就任する。杉本家は、後に述べる片山正中とも親類にあたる。篠屋藤兵衛は、小川頭報恩寺境内御救場世話方の一員として拠出しており、心学講舎との深い関係をうかがわれる。また、篠屋が千田であるとすれば、広沢とともに小学校設立建議を準備したと伝えられる千田藤兵衛と同一

人物の可能性もある。

これらの事例は、『仁風集覽』の中ではごく一部にすぎないが、のちに大年寄や大年寄助役に就任した者に限って検討すると、その過半を『仁風集覽』の中に見いだすことができる。一方、明治元年に最初に大年寄に就任し、翌年になって罷免された上野利助と河崎善兵衛らの名は『仁風集覽』の中に発見できない。こうした事例は、大年寄就任の条件が、家格などから公共的業務への関心の高さへと転換していったことを示しているといえよう。

慶応二〜三年の救済は、町内や同業者仲間との付き合いや天誅に対する恐怖心が動機の者も含んでいたが、幕末における公共的業務の訓練の場であることは疑いなかった。これに参加した人々の中から、維新後の都市行政と自治の担い手を輩出したのは、その資産と名望からいっても当然であったが、経験もまた大きな要素となった。

第五節 小括 — 大年寄の自覚とそれに対する批判 —

チャールズ・ワグマンは、図2を描くときに、そこに偶然熊谷直孝がいたから書いたわけではないであろう。ワグマンは、直孝が京都博覧会創設の中心人物であるこ

とを知っていたからこそ、そこに描き込んだ。ただ、その姿に対する評価は散々であった。³⁵⁾

前面にいるヨーロッパ風の服装をした二人の日本人は、ほんの二、三年前に彼らが着けていた鎧とは奇妙にも対照をなしている。そのひとりは熊谷という、この展覧会に関係のある公式人物である。彼は当今の流行を満足に表現してはいない。なぜなら彼は青い花模様の絹の上衣とチョッキを着ているからである。しかし彼は当時、まだ京都の外へ出たことはなかったのである。趣味のよい着こなしをしている他のひとりは「Nishiwō」(西尾為忠)といい、やはり展覧会の代表委員のひとりであり、しかも極めて魅力的な男である。

一緒に描かれた西尾為忠と比較して、その評価は厳しい。しかし、当時三十歳代だった為忠に対し、幕末から京都の有力商人として活躍し、五十歳代となっていた直孝に洋服の着こなしを求めるのはあまりにも酷であろう。図2に比べて図1の直孝の和服の方が身につけているのは当然である。

こうして見ると、図2の直孝は単に花柄の洋服を着ているだけでなく、髷を落とし、靴を履くなど、その変貌ぶりには驚嘆に値する。本来であれば、図2の奥で展示を観覧する羽織の人物のような姿が似合ったであろう。直孝は、似合わない洋装をあえてしていたといっているであろう。まさに新政府の新政策を体現する存在としてそこに佇んでいたのである。

このように町組改正をはじめとする様々な新政策に取り組んできた直孝は、現実には多くの批判にさらされていたのではないだろうか。これまでのところ、直孝をはじめとする大年寄への批判を史料上に見いだすことは難しい。しかし、その一端は次のような史料にかいま見ることができ³⁶⁾る。

明治二年五月十九日

一 上京拾壹番三拾壹町組中年寄猪飼喜右衛門小学校建
営二付入費金強而取集メ一統難洪之趣訴出之事

同組内

場末小前之町々

明治二年五月二十九日

一熊谷久右衛門・吉田勘兵衛役威ヲ揮ヒ下方難渋之趣
訴出之事

上京廿七番組 きよき

物こう

ば、より

これらの投書が、新政策に反対する復古的な勢力のものか、生活の激変に不安を感じる庶民からのものか、一概に判断することはできないが、今後の手がかりとして掲げておくことにしたい。

第五章 近代的な地方制度の導入と総長

慶応四年（明治元・一八六八）から始まる近代的な地方制度の形成過程において、新政府の所在地でもあった京都府の位置は大きかった。慶応四年七月に制定された京都府職制は、全国の府県組織のモデルとなり、大年寄の設置は翌年には大阪にも適用されて、直轄都市の民政のモデルとなった。⁵⁴

成立当初の新政府及び府県は、財政が未確立で、民政に積極的に取り組むことはできなかった。そこで、前述のように、京都府は上下京三役の後身である大年寄に民政を委ね、「東京遷都」の際のように社会不安が高まると、その慰撫や説得といった政治的役割をも期待したのである。このように住民の代表でもある大年寄に民政を委ねるといいう方法自体、京都府をモデルとする試行錯誤のひとつであった。

しかし、その後は政府が東京に移動し、全国的な制度整備の中で、京都府がそれにあわせて修正を行うようになる。明治四年（一八七一）七月に廃藩置県が実施され、十一月に県治条例が作成されると、京都府もこれを参考にして職制を修正した。また、明治五年十月には、京都府の中に包含されていた司法の部分が京都裁判所として独立した。

一八七三年（明治六）十一月に内務省が設置されると、府県全体の統一的な制度整備が進められ、七五年十一月に府県職制並事務章程が作成された。草創期の地方制度のモデルとなった京都府職制も、これに基づいて改正された。その後も、一八七八年七月府県官職制制定、八六年七月地方官制公布と、制度改正は続くが、これについては必要

に應じて述べることにしたい。⁵⁶⁾

京都府が独自に実施した制度として重要なものは、明治元年十月二十八日に告諭した市中戸籍仕法をはじめとする一連の戸籍法令である。京都府は、町組改正を実施し、大年寄を中心に民政のラインが成立したことを受けて、これまでは、寺院を通じて管理してきた宗門人別改め制度を廃止して、府のもとに戸籍をまとめようとしたのである。この戸籍仕法は、明治二年二月五日の府県施政順序、同年六月四日の民部省達によって全国の府県に配布されたのである。新政府は、明治四年四月、土地制度改革の進捗状況や、その後の廃藩置県に至る制度改正を見据えて新しい戸籍法を公布するが、京都府戸籍仕法が準備段階で果たした役割は大きかった。⁵⁶⁾

ところで、戸籍法は第一則で「各地方土地の便宜に随ひ、予め区画を定め、毎区戸長並に副を置き、長並に副をして其区内戸数・人員・生死・出入等を詳にする事を掌らしむ」と明記した（法令の引用にあたっては片仮名を平仮名にあため、適宜句読点を付した）。この時、戸長には「是迄各処に於て莊屋・名主・年寄・触頭と唱る者等に掌らしむるも又は別人を用ゆるも妨げなし」とされ、しかも「時宜

により長副数名あるも妨げなし」（第二則）とされたのである。

こうして設けられた区画（以下、戸籍区と記す）は、戸籍を管轄するだけでなく、戸籍の編成業務を掌る戸長・副戸長を置くことによって、近代的地方行政区画として初めて地域社会の中に定立されたのである。ただ、戸長区の設置にあたり、「時宜と便利とに任せ」（第三則）るところが大きかったため、府県によって戸籍区の規模が大きく異なったり、区内に数人の戸長がいるために、区の中がさらに小区に分割された地域も多かった。

そこで、翌五年四月、太政官から「莊屋・名主・年寄等都て相廃止、戸長・副戸長と改称し、是迄取扱来り候事務は勿論、土地・人民に關係の事件は一切為取扱候様可致事」と布達され、旧来の莊屋や名主などと戸長とが併存することによって起こる混乱を防ぐために、旧制度との整理統合が進められた。⁵⁷⁾しかし、戸長の管轄区域に大小の違いが大きいいため、同年十月には、いくつかの戸籍区を包括する区域を公認することにした。こうして設けられた区には区長や副区長が置かれることになるが、政府はこれが「大庄屋・大年寄扨と唱候類、自己の権柄を以不正の儀も有之趣、右

に因襲し事務壟蔽等の害相生し候ては難相成」と、旧来の大庄屋や大年寄の勢力地盤となることがないように注意を促した。⁵⁸⁾

こうして、府県によっては、数村から十数村を一区したり、一町村を一区とするなど戸籍区の規模にも大きな違いがあるだけでなく、いくつの区をまとめた大区を設け、区ごとに区長や副区長を置く動きも広がった。『京都府市町村合併史』は、明治五年に全国に成立した地方行政制度である大区小区制を、以上のような混乱と、政府の政策意図と各地方の実情との間のせめぎあいの結果と評価する。⁵⁹⁾

これに対して、京都市中の場合には、近世以来の住民自治の基本単位である町が戸籍区の単位となり、町年寄が戸長の役目を担うことで、その混乱は最小限にとどまった。その上で、第二次町組改正で成立した町の連合体である町組が、学校の設置主体である学区を兼ねるものとされ、新たに区と呼ばれることになった。町組(学区)単位に区長・副区長を置くことになったのである(以下、学区と記す)。これまでの経緯から整理すると、各町ごとに存在した町年寄が戸長と呼ばれるようになり、各学区単位に置かれていた中年寄・添年寄が区長・副区長と呼ばれるようになった。

これにともない、町組改正以来、下京一番組・下京二番組などと呼ばれてきた町組(学区)は、下京第一区・下京第二区などと呼ばれるようになった。町も学区も区画自体は大きな変更がなく、戸長や区長などもそのまま引き継がれるか、これまで通りの選任方法が受け継がれたために、大きな混乱は伝わっていない。ただ、この機会に学区の番号が変わり、たとえば、上京一番組は上京第三区、上京十一番組は上京第八区などというように改称された。

この時、京都市中を総覧する地位にあった大年寄も総区長と改称された。総区長には、熊谷直孝のほか、大年寄として京都博覧会社などにも参加していた猪飼・長尾・船橋・岩佐らが任じられた。大年寄はもともと市中を六区画してそれぞれが一区画を担当していたが、一人は欠員状態だったのか不詳である。その後、次第にその数を減じ、天皇行幸などの際に臨時増員もあったようであるが、一八七四年以降は二人程度で推移していたようである。おそらく、上京・下京を一人ずつで担当するようになっていったのではないかと思われる。この時期の総区長としては、片山正中(米三郎)、杉浦利貞(大黒屋三郎兵衛)、田中善右衛門、竹村藤兵衛(福嶋屋)らの名が知られているが、具体的な

任期などは明らかではない。

荒木田岳氏は、第二次町組改正によって成立した京都の「学区」が明治五年に全国的に成立する大区小区制のモデルになったと指摘する。荒木田氏は、「近世的な地域秩序の再編はまず京都において実施され、それが東京、大坂へと波及させられていた」と述べ、大組（大年寄）、町組（中年寄）、町（町年寄）という支配系列の確立が、全国の地方行政区画の参考にされたという。⁶⁰これは、明治維新以来の京都府の主導性を前提とすれば、十分検討に値する見方である。ただ、大区小区制が計画的に準備され、導入されたと考えるよりは、『京都府市町村合併史』が記すように、戸籍法の実施過程で起きた混乱の産物とすることも可能であろう。

こうして、地方庁としての京都府と戸籍区・学区に重層化された地方行政制度が整備されると、これまで住民代表と新政策の担い手という両面をあわせもっていた大年寄の政治的役割は後退せざるをえなかった。熊谷直孝も大年寄から総区長となるが、後述するように総区長は大年寄よりも官吏としての位置づけが強く、家業にも差し支えたのではないかと推測される。そこで、直孝の場合には、一八七

三年一月に京都府権大属となり、府吏員として市政庶務課を統轄する。おそらく小学校や博覧会などが軌道に乗ってきたため、京都府がそれらに関与する手立てとして、直孝を府内部に登用したのであろう。ただ、すでに五十歳を越えていた直孝は翌年四月に辞職し、翌々年には死去する。吏員生活はわずか一年余りで終わるが、こうした登用のあり方からも、草創期の府市政がどのようにして形作られてきたかがうかがえるように思われる。他方、北条太兵衛の場合には、合衆会社用掛などしばらくは府政に携わるが、その後は一商人としての立場に戻り、京都府用達となる。維新时期以来、京都府の施政に深く関わってきた三井家、小野家、下村家（大文字屋）などもそれぞれ商人としての立場に徹し、博覧会などを除いては府政との直接的な関わりは後退していった。

第六章 商工業者と公共的業務

— 小野組転籍事件の影響 —

これまで述べてきたように、新政策を掲げる京都府とそれを民政において支える大年寄・総区長との関係はきわめ

て密接であった。その背景には、幕末維新期に京都市中を席巻した尊王攘夷運動に対して、むしろ外国との貿易や文明開化を通じて、京都の復興を図るといふ共通する目的があったからではないかと思われる。

しかし、全国的にみると、政治は東京、経済は東京・大阪のほか神戸・横浜などの開港場を中心に展開しつつあるのに対し、一部の有力商人は、京都にとどまることによる不利益にも敏感にならざるをえなかった。一八七三年四月、小野組の当主らが神戸や東京に戸籍を移そうとしたのは、直接的には、同年六月に創立される第一国立銀行の業務に関わるためであった。政府の為替方を務める三井組や小野組が、銀行設立を機に東京に拠点を移そうと考えるのは、経済活動のための諸手続の利便からいえば当然のことといっている⁽⁶¹⁾であろう。

しかし、それに対して京都府が転籍中止を勧告したため、小野組側が京都府に対する訴訟を京都裁判所に提起する。前述のように、京都裁判所は前年に京都府から独立したばかりであったが、これを機に行政の独断専行を戒めようとする動きもあった。

この結果、小野組は訴訟には勝ったものの、長州藩出身

の榎村正直府参事を中心とする京都府の体制も揺らぐことはなく、のちに小野組が破綻するに至る遠因になったとする説すらある。ただ、この訴訟によって、行政権によって転籍を阻止することはできないことは明らかとなり、有力商人が東京などへと転出する動きに歯止めをかけることはできなくなった。また、京都博覧会社の役員から小野の名が消えるのもこの頃からで、この一件は、その後の博覧会運営にも影を落とした。

一方、小野組とともに第一国立銀行の創業に参画した三井家は、この頃には、高朗（八郎右衛門）・高棟（北家）、高喜（三郎助）・高景（小石川家）らが東京に拠点を移していたが、高福（先代八郎右衛門）、高辰（源右衛門、新町家）、高弘（八郎次郎、南家）、高保（宸之助、室町家）らは京都に残った。実際には、三井家大元方を東京に移すなど、新政府への対応に怠りはなかったが、京都にも家を残すという配慮を見せることによって、その後も一定の影響力を保持することになった⁽⁶²⁾。

おわりに — 熊谷直孝の死 —

一八七五年（明治八）十一月六日、内閣修史局で歴史の編纂に携わっていた依田学海は、奥蘭田が催した書画展観の感想を次のように日記に記した。⁽⁶³⁾

六日、奥藍田（新場の三郎也）、その友鳩居堂主人年忌の為に諸友の橋場の款乃水荘に會し、諸家所蔵の名幅を展観す。この地は隅田川にのぞみ、風景いはん方なきながめなるに、世にまた比類なき名画をかけ並たれば、実にめでたき高会なるべし。就中藤堂氏の王建中が淡彩の山水、木戸氏の明曹学詮七絶、其余、張大光（この人は崇禎の初年にあり、天啓のとき觀鐘の請を斥けたり、義士なり）の七律、傳二曲が五律などは世にめづらしきもの也（二曲、名は山、明の遺民、南疆釋史に伝ありし）、魯岐が花卉の画卷は殊めづらしきもの也。李白達が大幅、驟雨の図は大に元人の風味あり。この会に出し示すものは尋常のものに非ず。展覧者も皆当世の名士なり。岩谷、北川、日下部、其余、書画に長ずる諸学士あまた会せられき。鳩居翁も九泉

に喜びなんかし。藤堂侯も来られき。侯、名高猷、拙堂翁を師とせらる。華族中の文学あるもの也といへり。

奥藍田は「蘭田」とも書き、ここでは漢詩人、あるいは書家として登場するが、天保七年（一八三六）に和泉国嘉祥寺村の生魚・干鯛問屋和泉屋に生まれ、奥三郎兵衛の名で魚問屋を営む有力商人であった。和泉屋は、網を担保に漁業者に資金を貸し付け、その收穫物を売買することで収益を得るという、一種の金融業者であったが、その営業圏は、房総半島の太平洋沿岸の漁村にまで及んでいたという。依田が、奥に「新場の三郎也」と注記を施したのは、奥三郎兵衛が、日本橋の魚河岸の中でも比較的新しく開かれた魚市場「新場」の中でも「三郎」と通称される有力者であったからである。

奥は、明治維新後も東京深川を拠点に活躍し、干鯛や米などを輸送するための帆船鳴鳳丸も所有する有力商人であった。深川区会議員や東京商業会議所副会頭を歴任したほか、一八九四年に実施された第三回衆議院議員選挙でも当選するなど、一八九七年に亡くなるまで、東京の政財界で重きをなした。また、『塩浜紀勝』を漢文で著し、栃木

県の塩原温泉を世に出したことで知られ、塩原温泉の三恩人の一人にも数えられている。

依田の日記によれば、奥三郎兵衛主催のこの書画展観は「鳩居堂主人」を追想するために催され、中国書画の優品が出品されたという。そこには、「鳩居堂主人」を偲ぶ人々や、奥と書画の楽しみを共有する人々が参会し、なかには書家としても官僚としても活躍する岩谷一六（修）や日下部鳴鶴などの姿も見えたという。参会者の中には、鳥羽伏見の戦いの際、幕府側として山崎に陣をひきながら、一転して「官軍」に加わって、戦局に大きな影響を与えたことで知られる元津藩主藤堂高猷も見えた。依田は日記に、藤堂のことを儒学者斎藤拙堂の門人と記録した。あくまでも文人としての交わりの中で、直孝を偲ぶ集いであった。

この集いの中には政府の高官もいた。代表的なのは木戸孝允である。前述のように直孝は、尊攘派を支援していた時期に主として長州系の人物を保護していた。この日、この展観を杉孫七郎とともに訪れた木戸は、次のように日記に記している。⁶⁴

同六日 晴、杉孫七郎来話、共に今戸の奥蘭田の展

観に趣けり、当日於西京鳩居堂〔数字空白〕の為に円山に此催あり、今日の展観も蘭田相応して鳩居堂〔数字空白〕為に設るものなり、余も鳩居堂〔数字空白〕は西京一知己、「数字空白」の写真と明人の山水を臨せしもの一幅を掛けり、一見覚えず惨然たり、展観中可観ものは〔以下空白〕

この日の日記は「展観中可観ものは」で途切れているが、出品物の中にとくに感銘を受けたものがあつたのである。またこの日、鳩居堂を追想する集いは、京都円山でも催されており、木戸は京都の催しにも思いを馳せた。木戸はこの時、岩倉具視や大久保利通と並ぶ政府の最高実力者の一人であり、京都に足を運ぶことはできなかったが、多忙な公務の合間を縫って、同じ長州藩出身で気心の知れた杉孫七郎とこの展観を訪れたのである。

興味深いのは、木戸と依田はともに天保四年（一八三三）生まれと同年代であるが、長州藩出身で討幕運動の中心を担った木戸と、幕府の中でも老中堀田正睦らを輩出してきた佐倉藩出身の依田とでは、境遇も明治維新後の経歴も大きく異なっていたにもかかわらず、「鳩居堂主人」を偲ぶ

展観という場を共有し、それぞれの日記にそれなりの紙幅を割いて記録していたということである。

木戸の日記は、「鳩居堂」の下に人名を記すつもりで空白部分には同一の人名が入ると考えていいであろう。木戸は、この展観で鳩居堂の写真と明人の山水を臨せしもの一幅を見たときす。この時木戸が直孝の面影を偲ぶために見た写真は、図1だったかもしれない。

幕末維新期の政変で離散したり吏員・教員・巡査などに転職を始めた武家社会、「東京遷都」によって空洞化した公家社会に代わって、京都の復興策を担ったのは京都に定住する商工業者すなわち町人たちであった。別稿で述べたように、近世後期の京都には、都市を運営するために、幕府によっても民間によっても十分に担い切れていない公共的な業務が多数あった。⁶⁶⁾米価高騰時の救済活動は、そうした領域の拡大を如実に示しており、その経験は、中間領域を担う心学講舎や仲間、出版物などの中に蓄積された。

熊谷直孝が死去した一八七五年は、慶応の救済活動をも担った平塚飄齋が死去した年でもある。飄齋は、幕臣であり高齢でもあったこともあり、維新後の府政に参画す

ることはなく、すでに過去の人となっていた。それに取って代わったのは、長州藩や鳥取藩、尾張名古屋藩出身の官僚らであった。とくに、長州藩出身の官僚の中には、熊谷直孝と親しい者も多く、直孝は、府政と民政をつなぐ重要な役割を演じたのである。直孝は、大年寄・総区長などを歴任する中で、種々の事業を推進した。その際、同僚となった石東長四郎・北条太兵衛・猪飼喜右衛門らも、個々の実績は詳しくわからないものの、同様の資質を持つ人々であったと考えることができよう。さらに、船橋清左衛門・岩佐孫兵衛・竹村藤兵衛・遠藤弥三郎と見ていくと、有力商人の中に公共的業務に関心を持ち、市中の民政に尽力しようとする人々がある程度まとまった階層として存在することがうかがえるのではないだろうか。小文ではそれを、幕末から連続した動きとしてとらえようと試みたのである。

注

(1) 中川邦昭「京都最古の写真―熊谷直孝翁肖像写真について―」
『一枚の写真―近代京都庶民生活写真引き―』（京都市文化財ブックス第15集、一九九九年、京都市文化市民局文化財

保護課)。写真は熊谷家蔵。

- (2) 小林丈広『明治維新と京都』臨川書店、一九九八年、九八～一〇三頁。
- (3) 熊谷家については、『維新のころの鳩居堂』私家版、年未詳など参照。秋山国三「近世京都における家屋敷の倍々と譲りの実態」(秋山・仲村研『京都「町」の研究』法政大学出版局、一九七五年所収)によれば、香具屋弥右衛門(直恭)が下本能寺前町に家屋敷を入手するのは嘉永年間だったと云う。
- (4) 平塚飄齋については、拙稿「幕末維新期の都市社会」(宇佐美英機・藪田貫編『都市の身分願望』吉川弘文館、二〇一〇年)参照。また、近世後期の救済については、拙稿「嘉永の施行における町の役割」(『ヘステイアとクリオ』第一〇号、二〇一一年)など参照。
- (5) 前掲注(2)三九～四〇頁参照。
- (6) 前掲注(4)「幕末維新期の都市社会」参照。
- (7) 京都にはほかに長州系尊攘派に近い人物として、池田屋事件の舞台となった入江惣兵衛(池田屋)、嵯峨の福田理兵衛(文化十二年生まれ)、桂の山口薫二郎(文化十二年生まれ)らが知られるが、維新後は不遇な者が多かった(『京都の歴史』第七巻、二七五～九頁など)。
- (8) 国友社、一九二七年、四二六～七頁。
- (9) 内閣文庫蔵「京都府史料五十一」
- (10) 宮本又次『小野組の研究』第二巻、『小野組の研究』刊行会、一九七〇年、九三五～九五〇頁。
- (11) 秋山国三『公同沿革史』上巻、四四一～四四五頁、『京都の歴史』第七巻、四七九頁参照。『京都町触集成』第十三巻、岩波書店、一九八七年、一五五頁には、町触からの引用として「御金子五百両」とあるが、秋山氏のように「千五百両」と読むべきであろう。それに対し、烏帽子屋町日記は二千両としており、金額は秋山氏においても未確定であった。
- (12) 京都市歴史資料館所蔵写真帳・館63下本能寺前町文書A I 38「御役所様被下置候金米割賦調印控」。
- (13) 京都市歴史資料館所蔵写真帳・Km113立売親八町組文書NO.3「初米割賦二付親八町組枝町とも世帯数取調留帳」
- (14) 京都市立総合資料館所蔵・館古531三条衣棚町文書NO.7745～7746(Gd16～17)。
- (15) N3野口家文書NO.67「日記巻」によれば、慶応四年一月五日、市中に下付された金千五百両の中から、野口家は藤本町を通じて二百二十八文を受け取ったという。
- (16) 京都市歴史資料館所蔵写真帳・SM19燈籠町文書C10(115)。辻ミチ子『転生の都市・京都』阿吽社、一九九九年、八〇頁参照。これ以外に、六波羅裏門通の南に位置する門脇町には「加州様」からとして金二百疋が町年寄に、白米十石八斗六升五合二勺五才が町中百十軒(一軒あたり九升八合七勺七才五弗)に下付されたという記録が残る(門脇町文書)。
- (17) 前掲注(14)三条衣棚町文書Lc3「組内中添町年寄名前控」。

- (18) 前掲注(11)『京都町触集成』第十三巻、一五〇～一頁。
- (19) 京都府立総合資料館編『京都府市町村合併史』京都府、一九六八年、三〇～六頁。
- (20) 以下、町組五人組仕法の原文については、前掲注(11)『京都町触集成』第十三巻、二三三～六頁を利用した。
- (21) 前掲注(17)「組内中添町年寄名前控」、秋山前掲書・辻前掲書など参照。
- (22) 京都市歴史資料館所蔵写真帳・熊谷家文書続NO.710
- (23) 京都府立総合資料館蔵・真町文書218「日記」明治二年五月二十九日条。
- (24) 京都市歴史資料館所蔵写真帳・N91熊谷家文書NO.269「日記」
- (25) 杉森哲也『近世京都の都市と社会』東京大学出版会、二〇〇八年、一六四頁によれば、慶応四年二月に町代が上下京三役の手代となった。上下京三役の役割は大年寄に受け継がれるので、「手代り」の中に町代出身者が含まれていても不思議ではない。そう考えると、ここに列挙された者のうち、「新三郎」は下西陣組の上町代古久保新三郎、「孫三郎」は上立売親八町組の上町代早川孫三郎ではないだろうか。『三井八郎右衛門高棟伝』五六頁によれば、明治三年閏十月に京都府が三井・小野・島田家の子弟に対し御雇外国人のプロシア人レーマンから外国語などを学びながら接待するよううにとの指示があつたが、その際、小野家の子弟が幼年だつたために大年寄書記樫本小一郎に交代したと記されている。

- この樫本は、手代りの「小一郎」のことと考えられるが、上川東組の下町代に樫本弥兵衛という者がおり、下京の下町代にも樫本姓がいるので、こうした面からの検討も必要であろう(町代の名前については「親町要用亀鑑録」(『日本都市生活史料集成』一、学習研究社、一九七七年)、『資料館紀要』第三九号(二〇一一年)参照)。
- (26) 前掲注(17)「組内中添町年寄名前控」参照。ただ、『京都市三十年史』(京都市小学校創立三十年記念会編、一九〇二年、七四二頁)には、桃園校創立時の中年寄は猪飼善右衛門とある。ちなみに、同時期の上京三十三番組(のちの新洞学区)中年寄は竹鼻仙右衛門、下京十一番組(のちの開智学区)中年寄は児嶋定七だった。
- (27) 北条の履歴については、京都市歴史資料館所蔵写真帳・SM19修徳小学校所蔵文書NO.1～22参照。
- (28) いくつかの建言は、京都府立総合資料館編『京都百年の資料』第一巻、京都府、一九七二年、一八～二二頁に掲載されている。このうち、一八頁に掲載されている九月十日付の文書は差出人が明記されていないが、熊谷直孝の日記にも同じものが採録されており、そこには「御東行風聞街談甚二付上書之写」と表題が付され、差出人として「大年寄連名」と記されている(京都市歴史資料館所蔵写真帳熊谷家文書NO.269「日記」明治二年九月五日条の後に筆写されている)。大年寄熊谷直孝によって記録されているだけに、信憑性は高い。

(29) 京都市歴史資料館所蔵写真帳熊谷家文書 NO.269 「日記」明治二年九月二十四日条。

(30) 前掲(2)八九〜九〇頁参照。

(31) 最初の博覧会について、丹羽圭介の著名な述懐がある。「明治四年本願寺の際は全く古物ばかり、新しいものと言へば鹿の孕み子だとか両頭の蛇だとか、未だ博覧会といふ名に相応しなかつた」というものであるが、それでも多くの観覧者にとつては大きな刺激となったものと思われ、翌年から定例化するきっかけになった(大槻喬編『京都博覧協会史略』京都博覧協会、一九三七年、三四七頁)。

(32) 『京都博覧会沿革誌』京都博覧協会、一九〇三年、三〜六頁。

(33) 前掲注(31)『京都博覧協会史略』・注(32)など参照。

(34) 細辻伊兵衛の履歴については、兼清正徳「桂園派歌人細辻昌雄(上・下)」「芸林」第四一卷第一〜二号(一九九二年)参照。

(35) 前掲注(32)一六二〜二〇五頁。

(36) 前掲注(32)二二五〜八頁。

(37) 前掲注(32)二二九頁以下。

(38) 『明治初年大阪西大組大年寄日記』大阪市史料第二十二輯・大阪市史料調査会、一九八八年、『南大組大年寄日記』(上・中・下)大阪市史料第三十五〜三十七輯・大阪市史料調査会、一九九二年〜九三年など参照。概説としては、山申永之佑『近代市制と都市名望家』大阪大学出版会、一九九五年、四六〜五四頁参照。なお、『明治初年大阪西大組大年寄日記』に

ついては、荒武賢一朗「幕末期における大坂商人と西国諸藩」

『明治維新史学会報』第四十一号(二〇〇二年)などもある。

(39) 前掲注(16)『転生の都市・京都』、一一一頁以下など参照。

(40) 『京都小学五十年誌』京都市役所、一九一八年、五七〜八頁。

(41) 『京都の歴史』第八卷、三六〜七頁は、初期京都府政における広沢の役割に注目する。小文でも述べるように、京都府御用掛を務めた後、民部省副知事などを歴任する広沢が維新の激動期に民政の確立のために果たした役割はもつと検討される必要があろう。

(42) 丹羽邦男『地租改正法の起源』ミネルヴァ書房、一九九五年、一二七頁。

(43) 前掲注(16)『転生の都市・京都』、一一九〜一三三頁。

(44) 『修徳百年の回顧』修徳同窓会、一九六九年、五〜八頁。ほかに創立の早い学校として、豊園校、開智校、日彰校などがある。

(45) 『京都府史料』七政治部勸業類附録国益民利起原(内閣文庫蔵)。年代は報告された時期を含むので、必ずしも事業の実施時期を意味しない。また、この史料には附録として西陣織工吉田忠七がフランス留学の帰途、一八七四年三月に遭難したことも記録されるが、ここでは割愛した。

(46) 京都府医師会医学史編纂室編『京都の医学史』京都府医師会、一九八〇年、九一九〜九二七頁参照。

(47) 大学校廃止の経緯については、阪本是九『明治維新と国学者』(大明堂、一九九三年)参照。

- (48) 京都市歴史資料館所蔵写真帳熊谷家文書 NO.269 「日記」明治二年六月五日・六日条。
- (49) 前掲注(46) 『京都の医学史』、九二二頁参照。
- (50) 前掲注(4) 「幕末維新期の都市社会」参照。
- (51) 前掲注(16) 『転生の都市・京都』、九一頁。
- (52) 金井圓編訳『描かれた幕末明治』雄松堂書店、一九七三年、一八六～一八七頁参照。ただし金井氏は「Nishino」を訳さず空白にしていたので、筆者が西尾為忠に比定した(前掲注(2)参照)。
- (53) 「函訴検閲録第一」(国立公文書館蔵)。本史料は色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成』第一卷(筑摩書房、二〇〇〇年)、大平祐一「明治初期京都の目安箱訴状」、『立命館法学』第三三六号(一九九四年)などにも翻刻されているが、誤植や伏字が多いのでここでは原本より引用した。
- (54) 山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集』第一卷、弘文堂、一九九一年、六四～六八頁。新政府は同年八月五日、京都府職制や町組五人組仕法をまとめて京都府規則書として全国の府藩県に示し、意見を求めた。
- (55) 『京都市政史』第一卷、京都市、二〇〇九年、三八～四〇頁参照。
- (56) 京都府立総合資料館編『京都府市町村合併史』京都府、一九六八年、四三～四五頁。
- (57) 前掲注(54) 『近代日本地方自治立法資料集』第一卷、一〇六・一三七～八頁。
- (58) 前掲注(54)、一四三～四頁。
- (59) 前掲注(56)、四五～五八頁。
- (60) 荒木田岳「大区小区制」の成立過程と学校行政』『歴史学研究』第七二〇号(一九九九年)。
- (61) 宮本又次『小野組の研究』第四卷、『小野組の研究』刊行会、一九七〇年、六四八頁以下。
- (62) 三井八郎右衛門高棟伝編纂委員会編『三井八郎右衛門高棟伝』三井文庫、一九八八年、六一～七〇頁。
- (63) 学海日録研究会編『学海日録』第三卷、三二七頁。へゝ内は二行割書。
- (64) 『木戸孝允日記三』二二五六頁。
- (65) 前掲注(4) 「幕末維新期の都市社会」、小林文広「幕末維新期京都の都市行政」(伊藤之雄編『近代京都の改造』ミネルヴァ書房、二〇〇六年)など参照。